



## 近代スコットランドの教育制度に関する一考察

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-09-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松下, みゆき メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00010140">https://doi.org/10.24729/00010140</a>

# 近代スコットランドの教育制度に関する一考察

## —19世紀における教区学校制度の変容—

松下 みゆき

### 1. はじめに

従来わが国におけるスコットランド研究の多くは、いわゆる啓蒙思想に焦点を絞ったものであり、教育制度に関する研究はあまり盛んではなかった。しかし、スコットランドは「ヨーロッパ最初の義務教育法」を1496年に制定し、早くから教区学校制度という独自の教育環境の整備につとめていた。識字率研究でその高い水準が必ず言及されるのも、このような教育制度の成果と言える。その反面、例えば、R.A.ヒューストンがスコットランドの教育や識字能力を「伝説」または「神話」という言葉で形容しているように<sup>1</sup>、その教育の実態は必ずしも解明されていない。

この背景としては、スコットランドが1707年にイングランドと合邦した以後も独自の教育制度および法制度、国教会を有し、大英帝国の一部であると同時にあくまでも「一国」としての地位を維持し続けたことがあった。その結果、国政におけるスコットランドの位置付けについては各研究分野で様々な見解が見られる。また、スコットランド内部では常に政治・経済の中心がロウランドにあり、ハイランドは軽視されがちであった。研究分野によっては、あたかもスコットランド全域を射程におさめたかのように、どちらか一方の事例をとりあげて一般化する傾向が強かった。

本稿ではこうした状況に留意しながら、スコットランドの教育制度の実態と、19世紀にその制度が直面した問題に迫ることを目的とする。先にも述べたように、わが国のみならずスコットランドにおいても、当時の教育制度に関する先行研究は少ない。そこでまず、17世紀以降、教育制度の基礎であった教区学校制度について検証し、近代化がもたらした社会変容の中でその改革が求められるようになった経緯を明らかにしたい。

### 2. 研究状況

ところで、1707年にイングランドと合邦したスコットランドに関しては、従来しばしばイングランドとの比較史的観点から研究がなされてきた。教育の分野では特に、両者を比較しながら教育制度の相違に言及した研究が多かった。例えば、S.J.カーティスは次の3点をスコットランドの特徴としてあげている。(1) スコットランドでは数世紀にわたって特に大学・中等教育を重視し、最高の質の教育を得ようと努力してきた。(2) 民衆のための教区学校は初等教科だけでなく高等教科も担い、大学へ直接進学させた。(3) 学校には民主的な伝統があり、階級によって教育を受ける権利が奪われることはなかった<sup>2</sup>。彼のこの指摘はスコットランドに関する通説と

なっている<sup>3</sup>。

しかし、このような通説に対しては、スコットランドの一部地域に見られる極端な事例にもとづくものであり、その対極にある人々は含まれていないとの反論もある。確かに、スコットランドの教区学校制度についての記述は一部の側面を表していた反面、しばしば誇張される傾向にあった。概して高いと言われた識字率についても、もっぱらハイランドを除いたロウランドのみに関する統計であったことが明らかにされている<sup>4</sup>。

スコットランド史研究の第一人者であるT.C.スマウトでさえ、アダム・スミスをはじめ、当時のスコットランド人の誰もが教育の機会における「完全な平等性」を信じていたのではなかったことに言及している。スマウトは19世紀初期のスコットランドの教育制度が、多くの労働者階級の人々に基礎的な読み書き能力を習得させ、中にはより高度な学習の機会を得た少年もいたという事実を認めている。しかし、常に選ばれた少数の人々だけが自治都市学校や大学へ進学し、大多数の人々のための形式的な教育は3R's（読み書き算数）以上の学習段階を決して意図されてはいなかったとも指摘している<sup>5</sup>。

この両者の見解の相違は教育の内容や機会に関するものであるが、L.ストーンは教育制度の面から次のように論じている。スコットランドのプレズビテリアンは<sup>6</sup>読み書き能力、道徳、聖書の訓読を指導することに熱心であり、スコットランドの教育制度は16～17世紀の特異な宗教的・政治的発展の偶然の結果であった。また、スコットランドの教育制度において政治的・社会的な側面は一見、民主的に見えるが、その精神的な側面においては権威主義的な社会によって支えられていた。したがって、スコットランドに民衆教育の総合的な制度を定着させ、いずれの国よりも早く、より発展した中等教育と大学教育とにそれをつなげさせたのは、カーク・セッション<sup>7</sup>の強力な政治的地位や地主階級の弱さを背景としたプレズビテリアン組織の存在であったと言うのである<sup>8</sup>。

近年では、R.D.アンダーソンがスコットランド教育史について一連の研究を発表している。彼によれば、19世紀のスコットランドでは教育を重視する社会的伝統がイングランドに対する優越感につながっており、スコットランドが教育制度を自主的に運営することによって連合王国(the Union)内での社会的・文化的な自治が保証されると考えられていた。彼はスコットランドの神話として次の4点をあげている。(1) あらゆる教区に存在する学校を通じて宗教教育と読み書き能力の要素を採り入れた学校制度の普遍性。(2) 「貧しい天才少年」に学校教育の機会を与えるという学校の役割<sup>9</sup>。(3) 農村部の学校での階級の混合。(4) 農村部の教区学校、都市部の自治都市学校、大学という3部門で構成された教育制度。さらにイングランドとの著しい違いとして、スコットランドではこの制度が公的資金によって援助されていたことに対して、当時のイングランドでは教育分野への国家介入を躊躇する傾向にあり、特に中産階級には19世紀末までレッセ・フェールの原則が浸透していたと論じている。しかし、民主的な側面を示す神話は過去の栄光であるにもかかわらず、19世紀の近代化に伴って発生した諸問題とすり替えられる、あるいは社会階級にもとづく教育制度の発展を見落としてしまう傾向にあることを示唆した。また、教育と宗教との関係については、カルヴィニズムの影響と教育の媒介としての教会の役割を

指摘している<sup>10</sup>。

日本では富田理恵が宗教改革をめぐる教会の構想や、16～17世紀の貧民救済と学校教育について論じているが、これらの研究は宗教問題に焦点を絞っており、学校教育制度そのものは付随的な問題としてしか取り上げられていない<sup>11</sup>。スコットランド教育史については、田口仁久がスコットランドの教育制度の優れた特徴を全面的に否定する実例を具体的に紹介している。彼は教区学校が「民主主義の象徴」であった、または「いわゆる社会的身分をはっきりと異にする様々な家庭の子供たちの存在」がスコットランドの自治都市学校の著しい特徴であったと指摘している。しかし同時に、大学入学に備える生徒が例外的であったことや、自治都市学校へ通っていた生徒は幅広い階級出身の子供たちであったが、そのような階級全てがスコットランドでは中産階級とみなされていたことなどが、少なからず誇張される傾向にあると論じた<sup>12</sup>。

以上の研究動向から、スコットランド神話と呼ばれる民主的な教育環境が問題の対象となっていることは明らかである。しかし、一方では教育を受ける権利が社会階級に関係なく保証されていたことを示す見解があり、他方では地域や教育内容によって格差を示す見解もあり、当時の教育制度の実態を理解するにあたって混乱の元となっている。そこで、以下においては三つの論点に絞って議論を進めていく。まず、比較の対象となるイングランドの教育制度について確認しておきたい。次に、教育の媒介としての教会の役割について具体的に検証したい。スコットランドでは圧倒的にプレズビテリアンが支持され、教会を中心とした教区学校が発展してきた。制度として教区学校が発展する過程において教会の役割を無視することはできないのである。したがって、教会運営と学校運営との関係を明確にすることによって、イングランドとの根本的な教育観の違いも示すことができるはずである。最後に、先行研究では、最も繁栄していたとされる18世紀までの教区学校制度に関する言及は見られるものの、19世紀のそれについてはほとんど看過されている。しかし、19世紀のスコットランドは都市化・工業化や教会分裂の影響もあり、社会全体が大きく変化した時代である。この変化の時期を取り上げることによって、当時の教区学校制度に求められた教育というものが、それ以前と比較して一層明確になるとと思われる。

### 3. イングランドの教育制度

イングランドでは17世紀後半にキリスト教知識普及協会による慈善学校運動が開始されて以来、学校設立をめぐる各宗教団体の対立が次第に激化していた。19世紀に入ると、それらの団体によって設置された私立学校が実質的には国民全体の教育を担うようになった。その教育の根幹にあったのは宗派の教義であり、1830年代には独自の視学官を任用して教育水準の確保・向上を図るようになっていた<sup>13</sup>。

当時、国民教育に関しては経済政策と同様にレッセ・フェールの原則がとられていた。国家による教育の供給や財政的な援助は個人の思想や信教の自由を侵害し、自由な競争を妨げ、自発的な意思と意欲を阻害してしまうと考えられていたのである。親は子供の教育に関して責任があり、その費用を負担することは当然であるとみなされた。したがって、多くの人々はそれぞれが信仰する宗教団体の学校に子供を通わせ、宗派主義的な教育を受けさせていたのである<sup>14</sup>。

ところが、議会では工場労働を強いられる貧困階級の子供の生活が再三、取り上げられたように、彼らの道徳的退廃や非行が社会問題となっていた。社会悪を防止する手段としての教育が重視されるようになり、1807年には貧民教育に関する法案が初めて提出されるに至った。しかし、階級秩序の維持を支持する多数派からは次のような反論が寄せられた。すなわち、貧困階級の子供に一定限度以上の読み方を教えることは正しいとは言えず、そのような教育はかえって有害である。それは、彼らに服従という美德を教え込む代わりに、自分たちよりも上の階級に対して横柄無礼な態度をとらせてしまうというのであった。結局、この法案自体は成立しなかったものの教育環境の改善については議会の賛同を得て、1816年に「下層階級の教育に関する特別調査委員会」が設置された。これ以降、国家が教育に介入することを前提とした法案が頻繁に議会へ提出されるようになっていった<sup>15</sup>。

都市化・工業化と共にこうした社会問題が多発し、貧しい労働者階級は「不道徳」「不節制」「犯罪」「無秩序」を引き起こす社会の脅威とみなされた。貧困と犯罪が結び付けて考えられた当時、国家による初等教育への投資・介入は社会的に必要不可欠だと主張されるようになっていった。何よりも無知が社会の財産、諸権利を侵害するという理由で、国家が教育へ介入すべきだという考え方が広がり始めていたのである。ホイッグやベンサム主義者を中心に教育問題がしばしば取り上げられ、第一次選挙法改正（1832年）後の総選挙でホイッグが政権につくと、次第に初等教育制度の成立に向けた動きが活発になった。さらに、救貧行政に700万ポンド（1832年）、監獄の維持費に200万ポンド（1847年）もの金額が財政負担となっており、その対象となる人々の生活態度を根本的に変える手段としての教育が整えば、これらの経費を削減できるとみなされた。つまり、社会問題の対策費用よりも教育経費の方が安価であり、結果的には経費節減をもたらすと考えられたのである<sup>16</sup>。

そして政府は1833年、建物補助金という形で教育への介入を決定した。補助金受給には学校管理者側が新校舎建築に必要な経費の半額を準備した場合に限って、国家が残りの半額を支払うという条件があり、国家は各地域の積極的な経費負担を促進しながら、あくまでも援助する立場をとった。その後、補助金の対象は拡大され、1839年には3万ポンド、1846年には10万ポンド、そして1855年には約40万ポンドと増加していった。その一方、同時期に勃発したクリミア戦争（1853～1856年）の出費が7,800万ポンドに上り、政府予算の教育に対する補助金支出額の増大が問題視されるようになった<sup>17</sup>。

これを受けて政府は1858年にニューカスル委員会を設置し、イングランドの民衆教育の現状調査を実施した。同委員会は1861年に公刊された報告書において、教育制度から完全に排除されている子供たちがほとんどいないという結論を引き出している。そして、政府の補助金による民衆学校の政策を大筋で肯定し、親の学校選択基準は宗教教育ではなく世俗教育にあることを強調した<sup>18</sup>。しかし同時に、初等教育機関の大部分が非能率的で程度が低いことも指摘したうえで、3R'sの個別試験の結果を含む新しい交付条件を設定した補助金制度を勧告した<sup>19</sup>。この勧告を受けて制定されたのが1862年改正教育令（The Revised Code）である。当初、この法令はスコットランドに適用されない予定であった。その目的はイングランドで実施されていた補助

金を削減することにより、スコットランドに対しては一層の補助金削減を目的とする別の法案が準備されていたためである。ところが、スコットランドに対するこの法案が廃案となり、急遽、1864年にこの改正教育令がスコットランドへも適用されることになった。

以上のように、イングランドの教育観はレッセ・フェールの原則や階級意識にもとづいており、国家介入によってイングランド全域に統一的な教育の機会を保証することに対しては根強い反対があった。そのため、社会秩序の乱れによって社会問題となった教育の内容とは、その基準を3R'sという基礎的な学習レベルにとどめるものであった。ここに、以下で論じるスコットランドとの根本的な違いを見ることができる。補助金削減という目的と共に、イングランドでのこの実情を反映して制定された改正教育令に対して、スコットランドからその適用に反発があがるのは当然の結果であった。スコットランド選出議員や宗教団体からの抗議を受けて、スコットランドでの適用は数か月後に停止されたのである。そして、この改正教育令をきっかけに、スコットランドでも教育実態調査が行われることになった。

#### 4. 宗教改革と教育法令

19世紀におけるスコットランドの教育を検証するにあたって、まず、学校教育への関心が高まった16世紀の宗教改革に触れておきたい。スコットランドの宗教改革をめぐる勢力争いは1559年から激しくなった。これは一方にカソリック貴族を含むカソリック教会派とフランス勢力、他方にジョン・ノックスが率いるプロテスタント教会派とイングランド勢力、そしてそれに追従する貴族、ジェントリ、市民との二大陣営に分かれた戦いであった。この戦いが1560年にフランス、イングランド両軍のスコットランドからの撤退をもって終結した後、スコットランドはカルヴァンの流れを汲むプレスビテリアンのスコットランド教会を有するプロテスタント国家となっていった<sup>20</sup>。

宗教改革を推進していたのは「会衆指導層 (Lords of the Congregation)」と呼ばれたプロテスタント貴族である。彼らはスコットランドの支配権を掌握して「王国の大協議会 (The Great Council of the Realm)」を結成し、ジョン・ノックスをはじめとする牧師たちに改革教会を設立するための具体策をまとめるよう委任した。これを受けて、1560年に『規律の書 (The First Book of Discipline)』が提出されたのである。ところが、同書の内容が宗教改革以前から教会収入を盗用していた貴族の利益を損なうものであったことや、明記されるべきカソリック聖職者の扱いについて結論を下せなかったことなどにより、結局、同書が議会法として承認されることはなかった<sup>21</sup>。

しかし、『規律の書』はスコットランドの人々の教育観を形成するにあたって大きな影響力を持ったと評価されている<sup>22</sup>。以下ではこの中で直接、学校に関連した項目を概観しておく。前提としては、人間が生まれつき無知であることを認識したうえで、若者を徳高く教育し、敬虔に育むことに注意を払うべきだと指摘している。特徴としては、第一にスコットランドを大きく都市部と農村部の二つに分類している。都市部では文法とラテン語を教えられる人物を各教会に任命し、農村部では教理問答書を教えるための誦読者か牧師を必要とする。論理学、修辞学、外

国語を教えるカレッジは都市部にのみ設置する。第二に、貧困階級に対する金銭的な援助について明記している。貧しい者は教会の責任において教育されなければならないが、中でも学問的な能力があると判断された場合には、全ての者が自ら学ぶ責任を持つ。第三に、外国語学校、文法学校の修了者に対して、カレッジなどの講師、または教会やコモンウェルスの奉仕者という職業があることを具体的に示唆している。第四に、大学（セント・アンドリュース、グラスゴウ、アバディーン）についてである。各大学のカレッジにはそれぞれ24名の奨学生を認めている。大学の必要経費は主に地代収入をあてがうが、親の職業によって格差を伴う寄付金を設定している。特に注目すべきは、大学の全職員が教育にのみ時間を費やせるように、一切の税金、賦課金、戦時費、その他の課税が免除されるという点である<sup>23</sup>。

この提案が議会法として制定されなかったことは既に述べたが、後の法令を参照することによって、全ての教区に学校を設置し、全ての階級の子供たちに適切な教育を与えるという『規律の書』の内容自体が広く受け入れられたことは確認できるであろう。学校設立に関する1616年の枢密院令では教区民の負担による教区学校の設立が規定され、続く1633年にもこの枢密院令に同意する法律が議会によって定められ、地主による財政の負担が規定されている。それ以降においても、スコットランドの内乱に伴っていくつかの法律が制定・廃止され、最終的には1696年学校設置法によって教区学校制度が開始されることになった。この法令は教区地主（heritor）と教区牧師（minister）の助言によって、あらゆる教区に学校を設立して教師を任命し、彼らの給与を決定するよう規定した。また、教区地主はその所有する土地財産に従って学校の建設や教師の給与のための支払い義務もあった<sup>24</sup>。つまり、この法令が一教区に一学校というスコットランドの教区学校制度の基礎を確立したのである。

もちろん、教会組織も『規律の書』の構想を採用し、教育の発展を政策目的としてスコットランドの教育促進に大いに貢献した。例えば、『規律の書』が作成された5年後の1565年に、女王メアリーに対して学校資金への援助を請願したことをはじめ、枢密院や市参事会に対しても頻繁に資金提供を訴えている。こうした教会の積極的な活動の結果、1707年の連合法の制定に際しても、プロテスタントとしての教会組織はそのまま維持されることになり、学校関連の要職に就く者は全て信仰告白（Confession of Faith）に署名しなければならないことが規定された<sup>25</sup>。

このような法令化に伴って、スコットランドの教区学校制度は名実共に繁栄を極め<sup>26</sup>、その枠組みは1872年にスコットランド教育令が制定されるまで大きく変更されることはなかった。地主に課せられた学校運営に関する金銭的負担や教区牧師に課せられた任務なども、全て「慣習」として継承されていった。しかし、これらはいくまでも法令上や教会組織の政策に見られる学校教育であり、その実態と必ずしも一致するとは限らない。そこで、より具体的に19世紀までの教区学校を検討してみたい。

## 5. 19世紀の教区学校

先述の学校設置法に引き続いて、1803年に教区学校教師法が制定された。これにより、広大な教区や人口の密集した教区を分割してサイド・スクールを追加設置することが認められ、教区

学校制度が一層、定着する条件は整えられていった<sup>27</sup>。教区学校での教育内容を見てみると、17世紀までは宗教の反復学習や賛美歌、祈禱など、理解して読むことよりも暗誦する技術を教えられていたようである<sup>28</sup>。18世紀には、ラテン語、ギリシャ語、フランス語、高等数学、簿記など高等教科が一般的に教えられるようになり、19世紀には幾何学、測量術、代数学など、教科数はさらに増加した。高等教科の教育は実際に学習する生徒数が減少していったとはいえ、教区学校の伝統となり<sup>29</sup>、特に大学入学をひかえた生徒たちは高等教科の教育を教師に期待するようになった<sup>30</sup>。その背景には、教区学校卒業後に中等学校を経由せず、直接大学へ進学するという教区学校と大学とのつながりがあった。それは大学教育がそれほど高い知識を要求していなかったことや、14歳前後という若い年齢での大学入学が可能であったスコットランド特有の事情に起因している<sup>31</sup>。教区学校の特徴でもある宗教教育の領域では、貧民救済を含めた教区の問題に責任を持つカーク・セッションが教区地主と共に教区学校を視察し、教理問答について子供たちを試験していた<sup>32</sup>。当時、聖書はあらゆる子供の最初の読み物であり、19世紀に入るまで多くの学校で利用できる、ほとんど唯一の読み物であった。19世紀になっても同様の宗教教育が実施され、聖書と子供用に短くされた小教理問答の暗誦が彼らに要求された<sup>33</sup>。

このような教区学校での教育は基本的に有償であった。もし教育費用を無償にすれば、教育が「慈善」になってしまい、教育それ自体が軽視されてしまうという考え方が強かったためである。しかし、授業料を支払えない貧困階級に対してはカーク・セッションが費用を負担する場合もあり、社会のあらゆる階級に幅広い教育の機会が与えられていたのである<sup>34</sup>。また、教育は生活の必需品とみなされ、成人して社会に出た後でも教育を受ける場として教区学校が使用されていた<sup>35</sup>。そして、働く側にいる教区学校の教師には特権が与えられていた。彼らは牧師の助手としての職務に就くこともあり、法律によって住宅と授業料を得る地位を保証されていただけでなく、よほどの怠惰が認められない限り教師を生涯の職業とすることができたのである。イングランドでは、初等学校の教師が他の職業を得られない者の最後の拠り所として、または、せいぜい副業とみなされていたことは対照的に、スコットランドの教区学校教師は社会的地位と経済的保証との両面で恵まれた職業であった<sup>36</sup>。

こうした特徴を持つ教区学校制度であったが、近年の研究では地域による隔差のために、ロウランドの農村以外ではこの制度は必ずしもうまく機能していなかったことが指摘されている。まずハイランドでは、ロウランドで教区学校制度が整えられていた17世紀後半でさえ、学校はまだほとんど存在していなかった。学校建設の費用を負担するはずの地主が不在地主である場合が多く、そのために学校の経費を授業料でまかなわなければならない状況にあった。しかしながら、授業料を支払えるほど生活にゆとりのある家庭は少なかったのである。教師の採用に関しても、町の中心地から遠く離れたハイランドに優秀な教師を引きつけることは難しかった。また、教区学校が存在する地域でも、乏しい交通機関や厳しい天候が、広大な教区での通学をしばしば困難にしていた。さらに、授業料を支払う余裕があっても支払わないという、ハイランドでの無償教育の慣習もあり、彼らの使用するゲール語が教育活動を妨げたことも事実である<sup>37</sup>。

このハイランドの状況から、教区学校以外の学校が出現するようになっていた。慈善団体に

よって設立された学校がそれである。エディンバラに本部を置いたスコットランド・キリスト教知識普及協会はロウランドで集めた資金をハイランドの学校経営にあてて総会学校（General Assembly Schools）を経営し、ゲール語学校協会（Gaelic School Society）はゲール語を教えるという目的で巡回学校を創設し、世俗教育より宗教教育を重視していた<sup>38</sup>。

もちろん、都市部と農村部との違いも存在した。ロウランドの都市部では、市参事会によって自治都市学校が維持されていた。自治都市学校は小さな町では教区学校として、また、大きな町では中産階級のセカンダリー・スクールとして機能していた<sup>39</sup>。これに対して、プライベート・アドベンチャー・スクールは私立の学校として18世紀の中頃から数多く設立され始めた。この種の学校は階級区分を明確にすることや高い授業料を課すことにその特徴があった。ただし、イングランドに存在した同種の学校と比較した場合、スコットランドでは教区学校が幅広い教育の領域と教科の選択権を提供し、あらゆる階級に開放されていたために、イングランドほど発達することはなかったと思われる。しかし、罰金を課すことによってアドベンチャー・スクールへの通学を禁じた例もあった<sup>40</sup>。

19世紀の初めまでには工業地域での急速な人口の増加と共に生徒数が急増し、教区内に学校が一校しかないという状態は珍しく、同時に、一教区に一学校では全く現状にそぐわない状態でもあった<sup>41</sup>。18世紀から始まったスコットランドの工業化によって、人口増加率と都市化率は前例のないレベルにまで達していたのである。ヨーロッパで10,000人以上の都市の人口増加率を見ると、スコットランドは1750年に7位であったが1850年にはイングランドに次いで2位となり、特にグラスゴウの増加率はロンドンの増加率を上回るほどであった。また、1851年のスコットランドにおける主要10都市では、その膨脹した人口のうち47%だけがその土地生まれの者にすぎなかった<sup>42</sup>。

その他にも都市部では、親たちの団体によって設立された寄付金学校など数種類の学校が存在していた。多くの教会はその会衆（congregation）の資金援助によって教会独自のセッションル・スクールや、「キリスト教会や社会の外側に落ちこぼれた」人々を矯正するために計画され、スラム地域に設置されたミッション・スクール、ディストリクト・スクールなどを経営した。イングランドで見られた救貧院学校もスコットランドに存在したが、一般的な習慣として貧しい家庭の子供たちも普通学校に通っていたため、産業学校（industrial school）やぼろ学校（ragged school）は、貧困階級の下層に位置づけられる人々（the destitute）のためにわずかに存在しただけであった<sup>43</sup>。

さらに、教区学校制度を脅かす社会的変動が認められるようになっていた。すなわち、近代化の波がスコットランドを襲ったのである。ここで言う近代化とは移民の増加、工業化、階級分裂、中央政府への権力集中を意味する。

カソリック・アイリッシュは、経済停滞の続くアイルランドからスコットランドの都市部へと移動していた。彼らはグラスゴウ、西部の炭坑地域、エディンバラ、ダンディーに集中し、1841年までにその数はスコットランドの全人口の5%を占めていた。先に述べたロウランドでの人口増加はこの影響を強く受けた結果でもある<sup>44</sup>。1834年に導入された政府の建物補助金制度も大

きな矛盾を生んだ。これは学校建設に必要な経費の半額を負担できる地域にのみ適用される資金援助制度であったが、住民が貧しく資金を調達できない地域では補助金を得ることさえできなかった。つまり、そのような経済的に貧しい地域では学校を設立するために資金を賄う手段が全くなく、裕福な地域と貧しい地域との格差は広がる一方であった<sup>45</sup>。宗教の面では1843年に教会分裂が起こり、プレスビテリアニズムによる社会編成が崩れ始めた。スコットランド教会の約1,200名の牧師のうち、体制に不満を持ち教会税を拒否する400名以上が、多数の教師や信者と共にスコットランド教会から分裂してフリー・チャーチを結成したのである。もちろん、教区学校制度もこの教会分裂の影響を受け、それまではスコットランド教会が運営する学校に限られていた政府からの補助金が、有益と判断された学校全てに支給されるようになった。また、1861年に教区学校および自治都市学校教師法が制定され、学校の教師はスコットランド教会のメンバーに限定されなくなった<sup>46</sup>。

19世紀のこうした社会変化の中で、従来の教区学校制度を維持することは困難になってきた。もはやロウランドとハイランド、あるいは都市部と農村部といった単純な地域差だけが原因のではなく、教区学校制度自体がスコットランドの実態にそぐわなくなっていたのである。工業化に伴って都市部に出現し始めた中産階級が、上流階級のように教育を下層階級との差異化をはかる手段とみなすようになり、大学入学を目的とする高等教育を求めるようになったことも、当時のスコットランド社会の状況変化を明確に表していた<sup>47</sup>。

## 6. おわりに

スコットランド国教会を基盤として発展してきた教区学校制度は19世紀に入って行き詰まり、唯一の学校制度としては存在できなくなってきた。その原因は様々な角度から指摘することができる。例えば、ハイランドなどへの教育格差を是正するための対応はもちろん、急激な人口増加や社会階層の分化に伴い、それぞれの階級意識に対応した各種学校が次々に設立されるようになっていた。さらに、この状態に拍車をかけたのが1843年の教会分裂であった。プレスビテリアンの組織が教区学校という媒介を通して、スコットランドの人々を統合していた時代は終わっていたのである。

これらの変遷を経て、従来には見られなかった学校設立の競合状態へと突入し、1860年代には学校数がピークに達した<sup>48</sup>。しかし、どのような学校であっても、その資金が十分にあったとは言いがたい。教区学校の資金を主として負担していた地主たちには既に救貧に関わる税金も課せられており、都市部での学校増設のための資金提供は実質的に不可能であった<sup>49</sup>。この状態を改善するかと思われた政府による建物補助金制度の実施も、かえって地域格差を広げる一方であった。つまり、スコットランドの現状に則した資金源が必要だったのである。

ところが当時のスコットランドにおいては、従来の教区学校制度に代わる新たな制度を確立しようとする動きは見られなかった。教区学校制度の再建がはかられるようになったのである。1862年の改正教育令に対して反発した人々が表明した反対理由は、それが教区学校制度を崩壊させるというものであり、後に制定された1872年の教育令は教区学校制度に則った内容であっ

た。たとえ崩壊しつつあったとはいえ、あくまでも教区学校制度を維持する方向で、学校をめぐる議論が展開されていったのである。

1872年教育令の制定はスコットランド教育史の研究において、19世紀のスコットランド社会の画期的な出来事のようにとらえられ、注目されてきた。しかし実際には、条文の中から当時のスコットランド社会や人々の教育観を読み取ることはできない。むしろ、転換期を迎えた19世紀の社会をありのままに反映した議論にこそ注目すべきである。また、そうすることによって教育令の意義を問い直すことができるのであり、ひいては、大英帝国やイングランドとの関係において19世紀のスコットランドを位置付けることもできるのではないだろうか。

こうした状況を理解するために、スコットランドの人々にとって教区学校制度が意味したものが何であったのか、あるいは、当時の人々の教区学校に対する認識を規定した社会環境をつきとめる必要がある。そのためには、改正教育令の適用から廃止に至った過程を明らかにし、その直後に実施された教育実態調査であるアーガイル委員会報告を分析しなければならないが、これについては、別稿に譲りたい。

## 註

1. R.A.Houston, "The Literacy Myth?: Illiteracy in Scotland 1630-1760", in *Past and Present*, No.96, 1982, pp.81-102.
2. S.J.Curtis, *History of Education in Great Britain*, London, 1953 (1st ed. 1948), p.497.
3. Cf. D.McCrone, *Understanding Scotland*, London, 1993 (1st ed. 1992), pp.88-120. R.K.Webb, "Literacy among the Working Class in Nineteenth Century Scotland", in *Scottish Historical Review*, vol.33, 1954. pp.100-114.
4. W.M.Humes and H.M.Paterson (eds.), *Scottish Culture and Scottish Education 1800-1980*, Edinburgh, 1983, p.76. R.D.Anderson, *Education and the Scottish People, 1750-1918*, Oxford, 1995, p.15. 富田理恵「近代スコットランドにおける貧民救済と学校教育」『キリスト教史学』45集,1991年, 83-94頁。
5. T.C.Smout, *A Century of the Scottish People 1830-1950*, London, 1986, pp.210-211.
6. プレスビテリアンとは長老派教会を指す。また、この教会組織は最下部に位置するカーク・セッション (kirk session) からプレスビテリ (presbytery), シノッド (synod), 教会総会 (general assembly) までの四段階の構成となっていた。
7. 註6. を参照。
8. L.Stone, "Literacy and Education in England 1640-1900", in *Past and Present*, No.42, 1969, pp.80-81.
9. スコットランドでは、学費を支払えないほど貧しいが学習能力のある少年を「貧しい天才少年 (lad of parts)」と呼んでいた。
10. Cf. Anderson, *op.cit* and *Education and Opportunity in Victorian Scotland*, Edinburgh, 1983.

11. 富田の研究については前掲論文および「スコットランド宗教改革と二つの『規律の書』」『歴史学研究』第668号, 1995年, 32-64頁を参照。
12. 田口仁久「スコットランド教育史私見」『関東教育学会紀要』第15号, 1988年, 26-32頁。
13. S.J.Hurt, *Elementary Schooling and the Working Classes 1860-1918*, London, 1979, p.4 .  
大田直子『イギリス教育行政制度成立史』東京大学出版会, 1992年, 330頁。
14. 白石晃一「19世紀イギリスの初等教育における宗派主義と非宗派主義の問題」『筑波大学教育学系論集』第12巻, 2号, 1988年, 1-21頁。
15. 菅野芳彦『イギリス国民教育制度史研究』明治図書, 1978年, 82-90頁。
16. 大田直子「イギリス1870年基礎教育法再考」『東京大学教育行政学研究室紀要』第7号, 1988年, 21-30頁。松岡俊三「民衆文化としての初等教育」長谷川博隆編『権力・知・日常』名古屋大学出版会, 1991年, 176頁。
17. 菅野, 前掲書, 102頁。
18. Hurt, *op.cit.*, p.52 . 岡田与好『自由経済の思想』東京大学出版会, 1979年, 155頁。
19. 大田, 前掲論文, 31-32頁。
20. 『宗教改革著作集・第十巻』（出村彰, 丸山忠孝, 飯島啓二訳）教文館, 1993年, 361頁。  
富田「スコットランド宗教改革」, 33-34頁。
21. A.Morgan, *Rise and Progress of Scottish Education*, Edinburgh, 1927, p.52. 『宗教改革著作集』, 362-364頁。富田「スコットランド宗教改革」, 33-34頁。
22. 角替弘志「スコットランド教育史」梅根悟監修『世界教育史体系8 イギリス教育史II』講談社, 1974年, 210頁。
23. 『宗教改革著作集』, 231-240頁。
24. G.Nicholls, *A History of the Scotch Poor Law*, New York, 1967 (1st ed. 1856) , p.98.  
S.H.Turner, *The History of Local Taxation in Scotland*, Edinburgh, 1908, p.67.
25. Morgan, *op.cit.*, p.53, pp.55-56.
26. Humes and Paterson (eds.), *op.cit.*, p.80.
27. 角替, 前掲論文, 246頁。
28. R.A.Houston, "Scottish Education and Literacy, 1600-1800", in T.M.Devine (ed.),  
*Improvement and Enlightenment*, Edinburgh, 1989, p.47.
29. T.C.Smout, *A History of the Scottish People 1560-1830*, Glasgow, 1969, p.456.
30. R.D.Anderson, "Education and the State in Nineteenth-Century Scotland", in *Economic History Review*, 2nd series, vol.36, 1983, pp.518-534.
31. 当時の状況を考慮すれば一概に年齢を確定できないが,例えばイングランドでは少なくとも16~17歳まで,またドイツやフランスでは17~18歳までは中等・高等学校に通っていたと思われる。
32. カーク・セッションは教区の牧師と,教会によって選ばれた俗人である長老(elder)とによって構成されていた。なお,貧民救済とカーク・セッションとの関係については,

- Nicholls, *op.cit.*, p.31, p.35.を参照。
33. Smout, *A History of the Scottish People*, p.457. Anderson, *Education and the Scottish People*, p.149.
  34. Smout, *A History of the Scottish People*, p.451. Anderson, *Education and the Scottish People*, p.5. and *Education and Opportunity*, p.2.
  35. M.Cruickshank, "Argyll Commission Report 1865-8: A Landmark in Scottish Education", in *British Journal of Educational Studies*, vol.15, 1967, pp.133- 147. Anderson, *Education and the Scottish People*, p.18.
  36. *Ibid.*, pp.4-6. Humes and Paterson (eds.), *op.cit.*, pp.76-77.
  37. Smout, *A History of the Scottish People*, p.461. Anderson, *Education and the Scottish People*, p.9, p.86.
  38. Education Commission (Scotland), *Second Report by Her Majesty's Commissioners appointed to inquire into the Schools in Scotland*, 1867, pp.83-84.
  39. Anderson, "Education and the State " , p.521.
  40. Anderson, *Education and the Scottish People*, p.98. J.Kerr, *Scottish Education School and University*, Cambridge, 1910, pp.28-29, p.84.
  41. G.S.Osborn, *Scottish and English Schools*, Pittsburgh, 1966, p.7.
  42. J.F.McCaffrey, *Scotland in the Nineteenth Century*, London, 1998, pp.1-2, p.8.
  43. Cf. Anderson, *Education and the Scottish People*. and "Education and the State".
  44. W.ファルガソン (飯島啓二訳) 『近代スコットランドの成立』 未来社, 1978年, 285頁.
  45. 建物補助金制度については大田直子 「イギリス近代公教育制度の成立過程を巡る分析」 『帝京国際文化』 第6号を参照。なお、スコットランドでのこの制度による影響についてはアーガイル委員会報告で詳しく証言されているが、これについては別稿に譲りたい。
  46. W.H.Bain, " 'Attacking the Citadel': James Moncreiff's Proposals to Reform Scottish Education, 1851-69", in *Scottish Educational Review*, vol.10, no.2, 1978, pp.5-6. 角替, 前掲論文, 249頁. ファルガソン, 前掲書, 297頁, 301-303頁.
  47. Anderson, *Education and the Scottish People*, p.90. ファルガソン, 前掲書, 201頁.
  48. Anderson, *Education and the Scottish People*, p.74.
  49. .税金については, Turner, *op.cit.* を参照。

(論文受理：1999年11月1日／掲載決定：1999年11月30日)

# A Study on the Educational System in Modern Scotland

## —Transformation of Parochial School System in the Nineteenth Century—

Miyuki MATSUSHITA

It is a common view of the Scottish educational history that people had great value upon education, the parish schools worked for both primary and secondary education and a democratic tradition in the schools as well as in universities. However, this interpretation can be applied only to the lowlands in the first half of the nineteenth century, and it has tended to be exaggerated, while in fact it was merely an aspect of the educational system. In the second half of the century, the parochial school system didn't function as a sufficient institution to supply people of all areas with educational service because of the various problems.

Nevertheless, the Scottish people refused to create any new type of school system and tried to reconstruct the parochial school system. The controversy to the Revised Code in 1862 and the contents of Education (Scotland) Act of 1872 showed us how the Scottish people desired to keep the system working. It is this peculiar way to deal with the social change that, I contend, characterizes the nineteenth century Scottish educational history.